

## 「理工学部学術シンポジウム開催助成金」募集要項

平成27年11月19日制定

平成27年11月19日施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、理工学部研究委員会内規第2条第1項第3号に定める、理工学部学術シンポジウム開催助成金（以下「開催助成金」という）の募集に関して必要な事項を定める。

(開催助成金の目的)

第2条 開催助成金は、理工学部の専門領域に立った研究への取組を支援するため、学内外の研究者との討論及び連携を通して研究活動を広く公知し、ひいては、本学部の研究力の向上を図ることを目的とする。

(募集分野)

第3条 募集する研究分野は、理学及び工学とする。

(種別及び募集件数)

第4条 種別及び募集件数は、次のとおりとする。ただし、第10条の選考結果により採択しないことがある。

- ① 学術シンポジウム開催助成A 200万円以内 1件
- ② 学術シンポジウム開催助成B 80万円以内 1件

(開催期間)

第5条 学術シンポジウム開催は当該年度とし、開催期間は1～3日程度とする。

(開催条件)

第6条 開催の条件は、次のとおりとする。

- ① 次条に定める専任教員が実行責任者であること。
- ② 本学部内に実行委員会を組織し、企画立案及び運営に当たること。
- ③ 研究分野の現行水準に新たな知見を加えるなど、学問的価値のあること。
- ④ 本学部研究者を含め、国内外からの複数の機関の研究者を報告者とする事。
- ⑤ 本学部を会場とすること。
- ⑥ 学内外に広く参加者を募り、開催助成Aは100名以上、開催助成Bは80名以上の参加を予定すること。
- ⑦ 応募者は、本大学が指定する研究倫理教育を修了していること。

(応募資格)

第7条 応募資格は、理工学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教員とする。

(採択制限)

第8条 同一応募者による採択は、第4条に定める種別にかかわらず2回までとする。

(提出書類)

第9条 提出書類は、学術シンポジウム開催助成金申請書とする。

(選考)

第10条 提出された申請書に基づき研究委員会専門委員会において、実施計画の内容と準備状況等を勘案し選考する。

2 前項の選考に当たり、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する。

(実行責任者の義務)

第11条 実行責任者は、次の各号に定める義務を負う。

- ① 学術シンポジウムの開催に当っては、Webにより公開して学内外に参加者を募るために、開催予定及び趣旨等の必要な電子ファイルを提出しなければならない。
- ② 学術シンポジウム終了後30日以内に「学術シンポジウム実施報告書」を提出しなければならない。
- ③ 「学術シンポジウム実績報告書」に添えて、プログラム及び講演梗概集等を提出しなければならない。

2 提出された「学術シンポジウム実績報告書」等は、Webにより公開する。

(提出先)

第12条 この要項に指定された書類等の提出先は、研究事務課とする。

## 附 則

この要項は、平成27年11月19日から施行する。